

## 岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）の事業活動の負担を軽減するとともに、地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的として、省エネ機器の導入事業（以下「補助事業」という。）を行う中小企業等に対して予算の範囲内において交付する岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 省エネ基準達成率 経済産業省が定める日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネ基準達成率をいう。
- (4) 省エネ機器 エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、温水機器（ガス・石油）、エコキュート及びLED照明器具であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 省エネ基準達成率が100パーセント以上のもの
  - イ 省エネ基準達成率100パーセントと同等以上の省エネ効果があることを製造業者等が証明するもの（業務用のものに限る。）

### (対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、次に掲げる要件を満たす省エネ機器とする。

- (1) 新品であること。
- (2) 令和5年6月20日から令和6年2月29日までの間に購入し、設置し、及び支払が完了するものであること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、

自ら購入する対象機器（リース又はレンタルは含まない。）を自らが有する事務所又は事業所に設置した中小企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等を滞納していない者であること。
- (2) 転売を目的として対象機器を購入した者でないこと。
- (3) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象機器の購入及び設置に要する費用とする。ただし、当該費用に対して国、地方公共団体、公益法人等の補助金等（以下「補助金等」という。）の交付を受ける場合における当該費用は、補助対象経費としないものとする。

2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100,000円を補助限度額とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 対象機器の種類及び台数は、補助限度額の範囲内で制限を設けないものとする。

4 補助金の交付は、対象機器の種類及び台数にかかわらず、補助対象者につき1回までとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年7月3日から令和6年2月29日までの間に、岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2）
- (2) 岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業計画書（様式第3）

- (3) 事務所又は事業所の所在地が市内にあることが分かる書類（法人の登記簿謄本の写し、確定申告書の写し、個人が営む事業の開業届の写し、食品衛生許可証の写し等）
- (4) 補助対象経費が分かる書類（見積書の写し等）
- (5) 導入する対象機器の概要資料（製品カタログ、省エネ基準達成率を達成していることが分かる書類等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象機器の購入契約をする前にしなければならない。ただし、令和5年6月20日から令和5年7月2日までの間に対象機器の購入契約をした場合又は市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、補助金の交付決定に際して、条件を付すことができるものとする。

3 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、市税の完納状況の確認をすることができる。

（計画変更又は取下げの承認）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の際に提出した計画を変更する場合又は取り下げようとする場合は、あらかじめ岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金計画変更・取下げ申請書（様式第5）に岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業変更・取下げ計画書（様式第6）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更交付決定等の通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更又は取下げを承認したときは、岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金計画変更・取下げ交付決定通知書（様式第7）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月8日のいずれか早い期日（第7条第2項ただし書の規定により対象機器の購入契約をした後に補助金の交付申請をすることについて市長がやむを得ないと認めた場合は、市長が別に定める日）までに、岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器を導入したことが分かる書類（対象機器の設置場所が分かる図面及び導入後の写真）
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書の写し、振込明細書等）
- (3) 製造業者発行の保証書の写し（製品名及び型番が記載されているものに限る。）

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金額確定通知書（様式第9）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金交付請求書（様式第10）を速やかに提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対象機器（以下「補助対象機器」という。）の取得財産処分制限期間内に当該補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金財産処分承認申請書（様式第11）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象機器の取得財産処分制限期間は、交付決定日から5年間とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象機器を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により対象機器を買い替え、又は処分するとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

3 市長は、第1項の規定による財産処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し、岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金財産処分承認通知書(様式第12)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた補助対象機器を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に補助対象機器を使用したとき。ただし、補助対象機器の取得財産処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- (4) 補助対象機器を返品したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときには、岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金交付決定取消通知書(様式第13)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(市による調査)

第16条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、申請者又は交付決定者に対して、対象機器の使用等に関する調査(補助対象機器の設置場所への入室等)を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第16条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。